

「情報セキュリティ業務用ノートパソコン一式の賃貸借」

の一般競争入札に係る

入札説明書

付・関係書類 1 式

【内訳】

入札説明書

調達仕様書

その他関連書類

独立行政法人 情報処理推進機構

入札説明書

独立行政法人 情報処理推進機構

独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）の物件の調達に係る入札公告（2007年3月8日付け掲示公告）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「情報セキュリティ業務用ノートパソコン一式の賃貸借」

(2) 物件の内容等

調達仕様書記載のとおり

(3) 賃貸借期間

2007年4月1日から2010年3月31日まで36箇月間（予定）

(4) 設置場所

調達仕様書記載のとおり

(5) 入札方法

(ア) 入札の受付けは、IPAホームページ上より電子入札システムにて受付けることとする。詳しくは以下を参照のこと。

<https://www.ipa.go.jp/about/densinsei/tejun/e-ipa.html>

上記URLよりデジタル証明書取得及び電子入札が可能です。

電子入札の注意事項

電子入札のためのデジタル証明書取得には2～3日を要します。入札に参加される場合はお早めにデジタル証明書を取得してください。

(イ) 入札金額は、1ヵ月あたりの賃貸借料金とする。

(ウ) 落札者の決定に当たっては、入札金額に5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札画面に入力すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。

(4) 物品賃貸業(リース業)を営む者であること。

3. 入札期間等

(1) 入札期間

2007年3月9日11時00分から2007年3月19日11時00分まで

(2) 入札者は、入札後に入札金額の変更をすることができない。

(3) 開札日時

2007年3月19日11時15分

(4) 開札方法

電子入札システムにより開札する。

4. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

5. 支払いの条件

物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、当月分の賃借料を翌月末日までに支払うものとする。

6. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人 情報処理推進機構 理事長 藤原武平太

7. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 契約書作成の要否

要

11. その他

(1) 競争参加資格を確認するため、最新の納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税のない証明用)の原本もしくは写しを提出すること。ただし、2006年度において当機構に提出した実績のある者であって、提出時点と現時点とで発行される納税証明書

の内容に変更がない場合（提出されたものが最新版である場合）はこの限りではない。

なお、提出形態は郵送もしくは入札時に電子媒体にて添付することとし、郵送による場合の提出期限は2007年3月16日までとする。

(2) 入札に関する照会先、賃貸借物件の内容に関する照会先

独立行政法人 情報処理推進機構 財務部管理グループ 担当：日向（ひゅうが）

電話番号：03-5978-7502

E-mail：chotatu0702@ipa.go.jp

(3) 電子入札システムに関する照会先

独立行政法人 情報処理推進機構 総務部システム管理グループ

電話番号：03-5978-7519

E-mail：sysg@ipa.go.jp

郵送等による書類の送付先：

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人 情報処理推進機構 （各担当部署あて）

以上

「情報セキュリティ業務用ノートパソコン一式の賃貸借」 調達仕様書

独立行政法人 情報処理推進機構

1. 件名

「情報セキュリティ業務用ノートパソコン一式の賃貸借」

2. 契約形態

賃貸借契約とする。

3. 物件の内訳及び数量

Lenovo ThinkPad：7台、Apple MacBook：1台（物件の詳細については、入札説明書記載の照会先へ問い合わせください。物件売主の見積書を開示します。）

4. 賃貸借物件の価格

金2,238,316円（消費税及び地方消費税含む）

5. 賃貸借物件の売主

カテナ株式会社

6. 賃貸借物件の売主に対する物件価格の支払

上記3.記載の賃貸借物件の検収後、売主から適法な支払請求書を受領したとき、上記4.記載の金額を、2007年5月末日までに支払うものとする。

7. 賃貸借開始日

2007年4月1日開始予定。（物件は2007年3月末に納入予定である）

8. 賃貸借契約期間

2007年4月1日から2010年3月31日まで36箇月間とする。但し、物件納入が2007年4月にずれ込んだ場合は、2007年5月1日から2010年4月30日まで36箇月間とする。

9. 賃貸借料の支払

貸主からの請求書により、毎月分の賃貸借料を翌月末までに支払う

10. 賃貸借物件の使用場所

東京都文京区本駒込二丁目28番8号

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

以上

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

1. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 2. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 3. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 4. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 6. 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。